

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名: 「六ヶ所保障措置センターの通勤用等のバスの運行業務」
- (2) 趣旨及び概要: 仕様書による。
- (3) 数 量: 一式
- (4) 作 業 期 間: 2019年 4月 1日 から 2020年 3月31日
- (5) 作 業 場 所: 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附504-36
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

(1) 契約事項を示す場所及び提出場所等

郵便番号: 110-0015
所在地: 東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名: 公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署: 総務部 契約課
フリガナ: タノ ミホ
担 当 者 名: 太野 美穂
電 話 番 号: 03-5816-7765
F A X : 03-3834-5265
M a i l : mitano@jnmcc.or.jp

(2) 参加意志確認書の提出期限

2019年 2月12日(火) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(郵送可)
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

(3) 提出書類

- ・仕様書11.(2)を証する資料 2部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

(1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。

- ①成年被後見人
- ②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
- ③破産者で復権を得ない者
- ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であつて、その事実があつた後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

(2) 2018年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

総務部長 水 原 泰

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 水原 泰 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

参加意思確認書

2019年1月23日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、
参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と
相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「六ヶ所保障措置センターの通勤用等のバスの運行業務」
2. 添付資料
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類

※(2)及び(3)は、公募説明書において提出を求めた書類とする。

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メ ー ル

六ヶ所保障措置センターの通勤用等の
バスの運行業務
仕様書

平成31年度

公益財団法人核物質管理センター

1. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下、「センター」という。）六ヶ所保障措置センター（以下、「RSC」という。）の従業員及びセンター関係者（以下、総称して「従業員等」という。）が通勤及びサイト間を移動するため、三沢市及び隣接市町村（以下、「三沢方面」という。）並びに六ヶ所村（以下、「村内」という。）の指定場所とRSCとの間、RSCと日本原燃株式会社H12建屋（以下、「H12」という。）との間のバスの運行業務について定めたものである。

受注者は、本仕様書、関係法令等を十分に理解した上で、本仕様書に定める業務を実施すること。

2. 業務内容等

(1) バスの運行

- ① 運行経路等： 三沢方面等の指定場所とRSC間（1日2便、各便1往復）及びRSCとH12間（1日6往復）とする。
- ② 運行時刻： 契約後、センターが指定する。
- ③ 乗車する者： 従業員等
- ④ 運転手： 2名以上
- ⑤ 台数等： 中型バス2台（バスはセンターが貸与する。）

(2) 車両の定期的な点検・整備に関する業務等

(3) その他、センターが指示するバスの運行

3. 実施場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 504-36
センター RSC 指定場所

4. 実施時期

平成31年4月1日～平成32年3月31日（12か月）

5. 実施日

本業務を実施する日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日とする。

6. 運行の概要

バス2台はそれぞれ三沢方面指定場所及び六ヶ所村内指定場所を経由してRSCまで従業員等を運送する。三沢方面指定場所での最初の乗車は7時15分頃とし、RSCへの到着は8時30分頃とする。

2台のうち1台で8:45～17:10の間にRSCとH12の間を6往復して従業員等を運送する。

2台のうち1台は17時25分頃、もう1台は18時50分頃（ただし、水曜日

は 17 時 25 分頃) に RSC を出発し、六ヶ所村内指定場所を経由して三沢方面指定場所まで従業員等を運送する。

休憩時間は 12 時 00 分から 13 時 00 分まで (60 分) とする。ただし、センターは、業務の都合、交通状況、気象状況等によりそれ以外の時間に本業務を行わせること、休憩時間の変更または 60 分を分割することができる。また、センターは、冬季は最初の乗車時刻を 10 分程度早めることができる。

7. 支給品及び貸与品

(1) 支給品

センターは、本業務の実施に必要な電気、水等の消耗品は、3. 実施場所において支給する。

(2) 貸与品

センターは、中型バス 2 台、運転手の休息等に必要な運転手室及び運転手室内の備品を 3. 実施場所において貸与する。なお、本業務が全て終了した時点で、受注者は、貸与品をセンターに返却するものとし、受注者は、貸与開始から返却までの間、善良なる管理者の注意をもって貸与品を管理、取扱う義務を負う。

8. 検収条件

センターは、9. 提出書類のうち、「運転日報・月報」及び「終了届・検査調書」により本仕様書に定める業務の終了を月毎に検収する。

9. 提出書類

	書類名	提出時期	部数
1	品質保証計画書*	契約後速やかに	1
2	旅客自動車の営業許可	契約後速やかに	1
3	総括責任者届	契約後速やかに	1
4	運転手名簿	契約後速やかに	1
5	運転日報・月報	翌月 7 日まで	1
6	終了届・検査調書	翌月 7 日まで	1
7	その他、センターが必要に応じて提出を求めた書類	その都度センターが指定する期日まで	1

* IS09001 の認証の写しの提出により替えることが出来るものとし、その場合の提出書類の承認は不要とする。

(提出場所) センター RSC 管理課

10. 総括責任者

受注者は、本業務にあたり、受注者を代理して直接指揮者命令する者及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせること。

(1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令

(2) 本契約業務履行に関するセンターとの連絡調整

- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

11. 特記事項

- (1) バスの燃料費、定期点検費及び消耗品費は受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、東北運輸局から青森県内での旅客自動車の営業許可を受けていること。
- (3) 受注者は、バスの運行に当たり道路交通法及びその他関係諸法規等を遵守し、安全に心がけ、事故の発生防止に努めること。また、受注者の責任の有無にかかわらず、事故発生時の対応、補償等の交渉仲介を行うこと。
- (4) 受注者は、バスの定期的な点検・整備等のため、センターが貸与するバスで運行できない場合は、受注者が所有するバスを使用して運行すること。
- (5) センターは、バスを安全に運転することが困難と判断した場合、受注者に運転手の交替を指示することがある。
- (6) センターは、センターのトラブル対応等のために、受注者に貸与するバスを使用することがある。また、その場合、受注者は、センターの要請に応じて運転手を派遣する等、可能な範囲で協力すること。
- (7) センターは、センターまたはセンター以外で発生した原子力災害により被ばくした者の輸送を受注者に要請する場合がある。また、その場合、受注者は、協議に応じる等、可能な範囲で協力すること。
- (8) 受注者は、本業務の実施で取扱いまたは知り得た情報、資料をセンター外で発表、公開、若しくは第三者に提供または開示しないこと。
- (9) センターは、本業務の実施中に受注者の乗務員が受けた傷害または災害に対し、センターに起因する場合を除き、責任を負わない。
- (10) 受注者は、運転手に対し、本業務を安全かつ清潔に行うに必要な服装を適切に着用させるとともに、必要な教育等を予め実施すること。
- (11) 受注者は、本業務の実施中に何らかの異常を発見または異常発生のおそれがあると判断した時は直ちにセンターRSC 管理課に通報し、センターの指示に従うこと。
- (12) 受注者は、本仕様書に定めのない事項、不明点が生じた場合、センターと協議し、その決定に従うこと。
- (13) 受注者は、本業務の実施に必要な法的手続きの要否を確認し、必要である場合はその手続きを代行する又はセンターにその旨を報告すること。

以上